

参考資料

平成17年3月30日(水)

金融庁

貸金業規制法 制定・改正の経緯

1. 昭和 58 年 11 月 1 日「貸金業の規制等に関する法律」施行
（ 同 日 「出資法の一部を改正する法律」施行）
 - ・高金利、過剰貸付け、過酷な取立て等を原因とするいわゆるサラ金問題を背景として、議員立法により「貸金業の規制等に関する法律」が制定された。また、併せて出資法の上限金利が 109.5%から 40.004%に引下げられることとなった。

(注) 40.004%への引下げ時期は、別途法律で定めることとされ、平成 2 年 6 月に成立した議員立法により、平成 3 年 11 月 1 日から適用されることとなった。
2. 平成 3 年 9 月 1 日「貸金業の規制等に関する法律」一部改正施行
 - ・地価高騰問題を背景として、ノンバンクの土地関連融資の実態把握及び適正化のため、法目的に「国民経済の適切な運営に資する」との規定が新たに加えられるとともに、事業報告書の提出義務が盛り込まれた。
3. 平成 4 年 11 月 1 日「貸金業の規制等に関する法律」一部改正施行
 - ・土地のほか株式等に係る融資の実態把握及び適正化を行い、業務の適正な運営に資するための報告を求めることが可能となった。
4. 平成 12 年 4 月 1 日「地方分権推進一括法」施行
 - ・従来、都道府県所管の貸金業者の監督等に係る事務は、国の機関委任事務として都道府県が行ってきたが、いわゆる「地方分権推進一括法」の施行に伴い、都道府県知事の自治事務となった。
5. 平成 12 年 6 月 1 日「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」施行（平成 11 年 12 月 17 日公布）
 - ・いわゆる商工ローン問題を契機として、出資法の上限金利の引下げ、保証人に対する書面交付義務規定の整備、取立て行為規制に係る脱法行為等の防止のための措置、罰則の強化等を内容とする改正が行われた。また、出資法の上限金利（出資法第 5 条第 2 項：業として貸付けを行う場合）が 40.004%から 29.2%に引下げられるとともに、利息制限法の賠償額の予定（利息制限法第 4 条）の制限について、法定金利の 2 倍から 1.46 倍に引下げられた。
6. 平成 13 年 1 月 1 日「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」施行（平成

12 年 6 月 7 日公布)

- ・ 出資法附則で定められている日賦貸金業者に係る特例金利 109.5%を 54.75%に引下げるとともに、相手方へ自ら集金する方法により取立てなければならない日数を、返済期間の 100 分の 50 以上（従来 100 分の 70 以上）とする改正が行われた。また、貸金業規制法上の貸付条件等の掲示（第 14 条）、貸付条件の広告（第 15 条）、契約相手方への書面の交付（第 17 条）に関して、自らが日賦貸金業者であることや出資法附則で定められた業務の方法等を表示することが義務付けられた。

7. 平成 16 年 1 月 1 日「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」施行（平成 15 年 8 月 1 日公布）

- ・ いわゆるヤミ金融と呼ばれる貸金業の無登録営業、違法な高金利による貸付け、悪質な取立てなど違法行為が多発し、大きな社会問題となっていることを背景に、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（いわゆるヤミ金融対策法）が成立。①貸金業者の登録要件の厳格化、②無登録業者に対する取締り強化、③取立行為規制の強化、④貸金業務取扱主任者制度の創設、⑤罰則強化、⑥年 109.5%を超える高金利を内容とする貸付契約の無効化等の対策が講じられた。

8. 平成 16 年 12 月 28 日「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」施行（平成 16 年 12 月 8 日公布）

- ・ いわゆる違法年金担保融資問題を契機として、公的な年金等の受給者の借入意欲をそそるような表示等の禁止、公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限及びこれに違反した場合の罰則規定の創設を内容とする法整備（いわゆる違法年金担保融資対策法）が行われた。

出資法 制定・改正の経緯

1. 出資法は、いわゆる保全経済会事件等、戦後の混乱期に続出した悪徳業者による一般大衆被害を契機に、主としていわゆる街の金融機関または利殖機関を取り締まることを目的として昭和29年6月23日に公布された。
2. いわゆる商工ローン問題を契機として、平成11年秋の第146回臨時国会において、貸金業者の高金利問題が議論され、議員立法により、第5条第2項（業として貸付けを行う場合）の上限金利の改正（年40.004%から年29.2%に引下げ）が行われた。（平成11年12月17日公布、平成12年6月1日施行）
3. 法律附則で規定されている日賦貸金業者について、特例として認められている金利年109.5%が高すぎるとの批判や、貸付け要件を満たさない貸付けを行っている等、トラブルが発生していること等が社会問題化し、平成12年第147回通常国会において、衆議院大蔵委員会提案により、特例金利の引下げ（年54.75%）及び取立て方法の規制の見直し（自ら集金する方法により取立てなければならない日数を100分の70以上から100分の50以上に改正）を行うこととする法案が可決・成立した。（平成12年6月7日公布、平成13年1月1日施行）
4. いわゆるヤミ金融問題を背景として成立した貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（いわゆるヤミ金融対策法）により、出資法第5条に規定する上限金利を超える利息の契約及び受領の処罰に加え、新たにそのような利息の支払を要求する行為についても刑事罰の対象とする高金利の要求罪が新設され、また、出資法違反の高金利の契約等に対する法定刑も引き上げられた。（平成15年8月1日公布、平成15年9月1日施行）

特定融資枠契約に関する法律 (コミットメントライン法) の概要

1. 法律の概要

特定融資枠契約の設定等の対価として貸主に支払われる手数料について、利息制限法及び出資法の適用除外とするもの（平成 11 年法律制定）。

(注) 特定融資枠契約（コミットメントライン契約）

貸主が借主に対して、一定の期間及び金額の融資枠を供与し、借主はその範囲でいつでも借入れができる契約。

2. 借主の範囲の拡大

① 法制定時

- ・ 商法特例法上の大会社（資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上の株式会社）

② 平成 13 年改正

借主について、利用者のニーズを踏まえつつ、借り手保護の必要性等も勘案して、以下のとおり拡大。

- (・ 商法特例法上の大会社)
- ・ 中堅企業（資本金 3 億円を超える株式会社）
- ・ 証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社（上場会社、店頭登録会社等）
- ・ 特定債権等譲受業者
- ・ 特定目的会社
- ・ 登録投資法人
- ・ 特定債権等譲受業者、特定目的会社以外の者で、専ら資産の流動化を行う株式会社・有限会社（広義の S P C）

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律 (ノンバンク社債法)の概要

1. 趣 旨

従前、いわゆるノンバンクが社債の発行により不特定多数の者から貸付資金を受け入れることは出資法で禁止されていたが、本法により、ディスクロージャーの充実等、投資家保護の観点からの措置を講じつつ、金融業者の社債の発行等の直接金融による資金調達を自由化することにより、企業等への資金供給チャネルを多様化するもの。

2. 目 的

金融業者がその貸付業務のために行う社債の発行等による貸付資金の受入れに関し、社債の購入者等の保護に資するため、社債の発行等による貸付資金の受入れをする金融業者について、一定の財産的基礎等を要件とする登録制度を実施するとともに、その貸付状況等を明確に表示するための会計の整理を義務付ける措置を定める。

3. 概 要

(1)登録制度の実施

金融業者(貸金業規制法に規定する貸金業者等)は、内閣総理大臣の登録を受けた法人である金融業者(以下「特定金融会社等」という)でなければ社債の発行等(※)による貸付資金の受入れをしてはならない。

①一定の財産的基礎(最低資本金基準:政令により 10 億円)、人的構成等を登録の要件とする。

②特定金融会社等の名称、資本金額等を登録した登録簿を公衆の縦覧に供する。

(※)社債の発行のほか、CPの発行やSPC等を通じた社債・CPの発行による貸付資金の受入れも対象

(2)ディスクロージャーの充実

特定金融会社等に対し、証券取引法に基づく有価証券報告書等に、融資業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理を義務付け

(3)監 督

この法律の施行に必要な限度において、特定金融会社等に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。また、特定金融会社等が一定の事由に該当するときは、登録の取消し、又は一定期間社債の発行等による貸付資金の受入れの停止を命ずることができる。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律 (違法年金担保融資対策法) の概要

1. 広告・勧誘に当たって禁止される行為の追加

貸金業者が、公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明をすることを禁止。

2. 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

貸金業を営む者が、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付であって、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているもの。）がその受給権者である債務者等の預貯金の口座に払い込まれた場合に当該預貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、その者の預金通帳等の引渡しを求めること等を禁止。

3. 罰則

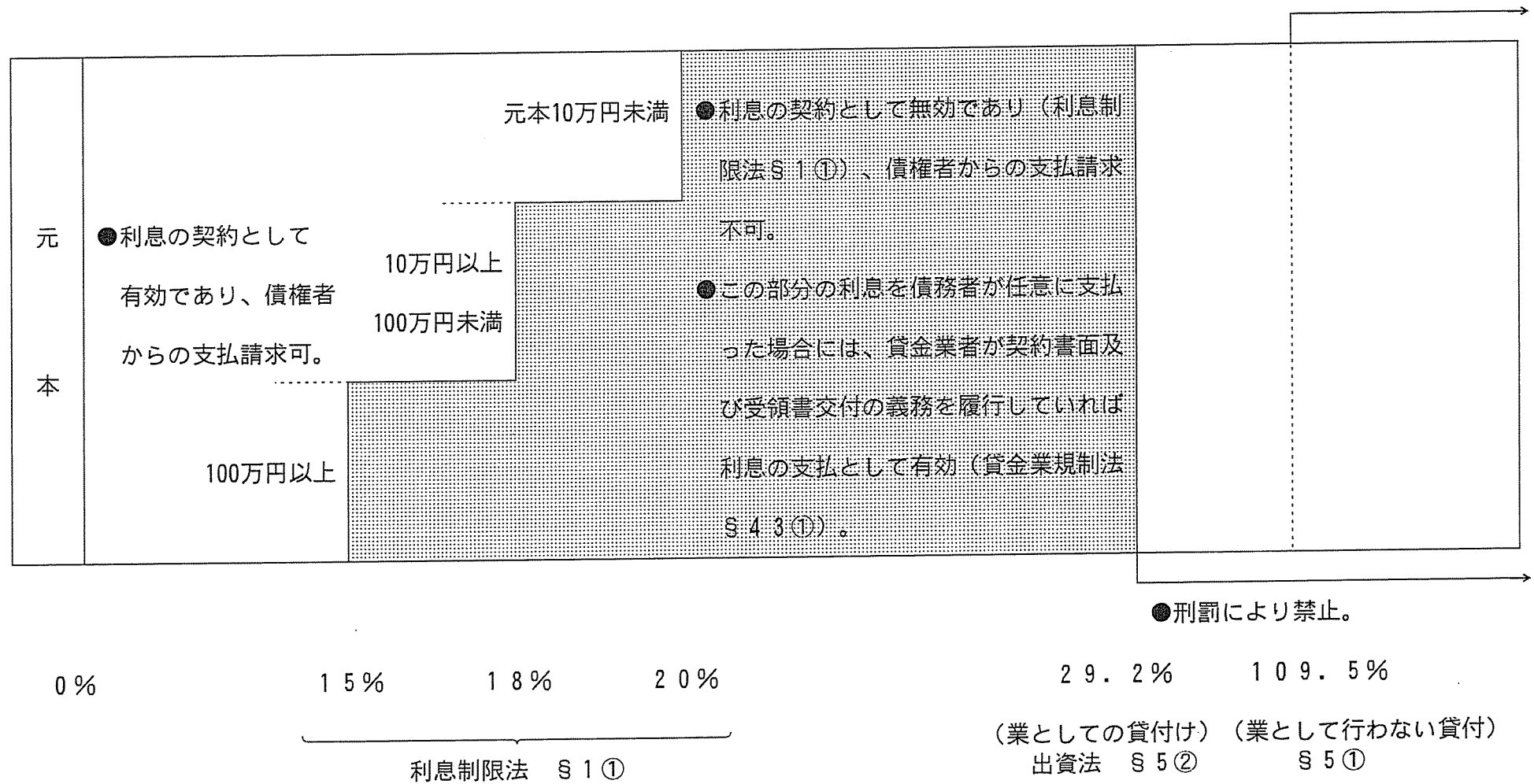
上記2に違反して、2の預金通帳等の引渡しを求めること等をした者について、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科。

4. 施行日

平成16年12月28日

利息制限法及び出資法による制限金利について

●貸付け契約は無効。
(貸金業規制法 § 4 2 の2)
(利息制限法金利部分を含め利息支払不要)



17 条書面(契約書面)と 18 条書面(受取証書)の記載事項

【契約書面】

貸金業規制法

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 返済期間及び返済回数
- 七 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)に関する定めがあるときは、その内容
- 八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2～4 (略)

貸金業規制法施行規則

第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。) 次に掲げる事項

- イ 貸金業者の登録番号
- ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
- ハ 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容
- ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容
- ヘ 利息の計算の方法
- ト 返済の方法及び返済を受ける場所
- チ 各回の返済期日及び返済金額
- リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- ヌ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
- ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
- ヲ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所
- ワ 当該契約が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)附則第十四項に規定する電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の

受付番号(電話加入権質に関する臨時特例法施行規則(昭和三十三年郵政省令第十八号)第十三条に規定する受付番号をいう。)

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳(元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。)及び当該貸付けの契約を特定し得る事項

二～四 (略)

2 (略)

【受取証書】

貸金業規制法

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条、第二十条及び第二十一条第二項において同じ。)

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 (略)

貸金業規制法施行規則

第十五条 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。)とする。

一 弁済を受けた旨を示す文字

二 貸金業者の登録番号

三 債務者の商号、名称又は氏名

四 債務者(貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者)以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名

五 当該弁済後の残存債務の額

2 貸金業者は、法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成するときは、当該弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、同項第一号から第三号まで並びに前項第二号及び第三号に掲げる事項の記載に代えることができる。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための 関係法律の整備に関する法律案について

(抜粋)

平成12年10月

内閣内政審議室IT担当室
通商産業省

I. 趣旨

1. 経済のIT化が進展する中で、書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている規制が電子商取引等の阻害要因になっているとの指摘を踏まえ、その緊急的な見直しを行うもの。
2. 本改正は、特に電子商取引等を阻害する大きな要因の一つとして、各方面からの見直しの要望の強い、民一民間の書面の交付あるいは書面による手続の義務につき、従来の手続に加え、電子的手段を容認するもの。
3. したがって、原則が「紙」であるとの考え方は不変。今回の立法は、送信者側も受信者側も「電子的手段」の方が望ましいと判断する場合に限り、その選択肢を与えるもの。
4. なお、このうち、以下のもの等については、対象法律から除外して、それ以外のものについてのみ処置を行うこととしている(IT戦略会議・IT戦略本部合同会議において内閣として発表)。
 - ① 公正証書を要求しているもの(執行力を持つ公正証書は公証人の面前で作成されなければならないため)(例 借地借家法、企業担保法、任意後見契約法)
 - ② 取引が相対で行われている等、電子取引が行われる可能性のないもの(例 質屋営業法)
 - ③ 国際条約に基づくもの(例 国際海上物品運送法)
 - ④ 契約をめぐるトラブルが現に多発する等、書面の代替が困難なもの(例 貸金業規制法、商品取引所法)

(以下、略)

最高裁判所判例集判決全文表示

◆ H16.02.20 第二小法廷・判決 平成15(才)386、平成15(受)390 不当利得返還請求事件

判例 H16.02.20 第二小法廷・判決 平成15(才)386、平成15(受)390 不当利得返還請求事件(第58巻2号475頁)

判示事項:

- 1 利息の天引きと貸金業の規制等に関する法律43条1項に規定するみなし弁済
- 2 貸金業の規制等に関する法律17条1項に規定する書面に該当するための要件
- 3 貸金業者から債務者に対して弁済の直後に貸金業の規制等に関する法律18条1項所定の事項を記載した書面の交付がされたものとみることができないとされた事例

要旨:

- 1 貸金業者との間の金銭消費貸借上の約定に基づき利息の天引きがされた場合における天引利息については、貸金業の規制等に関する法律43条1項の適用はない。
- 2 貸金業の規制等に関する法律17条1項に規定する書面に該当するためには、当該書面に同項所定の事項のすべてが記載されていなければならない。
- 3 貸金業者が貸金の弁済を受けた日から20日余り経過した後に債務者に当該弁済についての書面を送付したとしても、貸金業の規制等に関する法律43条1項の適用要件である同法18条1項所定の事項を記載した書面の弁済直後における交付がされたものとみることができない。(1～3につき補足意見がある。)

参照・法条:

貸金業の規制等に関する法律17条1項、貸金業の規制等に関する法律18条1項、貸金業の規制等に関する法律43条1項、利息制限法1条1項、利息制限法2条

内容:

件名 不当利得返還請求事件(最高裁判所 平成15(才)386、平成15(受)390 第二小法廷・判決 破棄差戻し)

原審 H14.11.28 東京高等裁判所(平成14(ネ)1142)

主 文

原判決を破棄する。
本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人及川智志外102名の上告受理申立て理由について

1 原審が確定した事実関係は、次のとおりである。

(1) 上告人は、貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)3条所定の登録を受けて貸金業を営む被上告人との間で、平成7年5月19日、上告人が被上告人から手形割引、金銭消費貸

借等の方法により継続的に信用供与を受けるための基本的事項について合意した(以下、この合意を「本件基本契約」という。)。上告人は、被上告人に対し、本件基本契約の合意内容を記載した「手形割引・金銭消費貸借契約等継続取引に関する承諾書並びに限度付根保証承諾書」を差し入れ、その後、被上告人からの借入金の増額に伴い、5回にわたり、上記書面とほぼ同一内容の書面を作成し、提出した。被上告人は、これらの書面の提出を受ける都度、上告人に対し、その写し(以下「本件各承諾書写し」という。)を交付した。

(2) 本件基本契約に基づき、被上告人は、上告人に対し、それぞれ、平成7年5月19日から同11年8月13日にかけての原判決別紙取引1から30までの計算表の「契約日」欄記載の各年月日に、「貸付金額」欄記載の各金銭を貸し付けたが、元本の支払方法は一括払、弁済期日は「弁済期日」欄記載の日、利率は日歩8銭とし、同表の各番号1の「支払金額」欄記載の各金銭を「利息始期」欄記載の日から「利息終期」欄記載の日までの利息及び手数料として天引きした。その後、被上告人と上告人は、平成12年2月4日、原判決別紙取引1、3及び14の計算表の各貸付けを同取引31の計算表の貸付けとし、同取引21、23及び27の計算表の各貸付けを同取引32の計算表の貸付けとする準消費貸借契約を締結した(以下、これらの金銭消費貸借及び準消費貸借取引に係る原判決別紙取引1から32までの計算表の各貸付けを、それぞれ「取引1の貸付け」、「取引2の貸付け」などといい、これらの貸付けを「本件各貸付け」と総称する。)

被上告人は、上告人に対し、① 取引1から20まで及び取引22の各貸付けに際し、上告人が被上告人に差し入れた各「借用証書」とほぼ同一内容が記載された「お客様控え」と題する各借用証書控え(以下「本件各借用証書控え」という。)を、② 取引21及び取引23から29までの各貸付けに際し、上告人が被上告人に差し入れた各「債務弁済契約証書」の写し(以下「本件各債務弁済契約証書写し」という。)を、取引30の貸付けに際し、上告人が被上告人に差し入れた「金銭消費貸借契約証書」の写し(以下「本件金銭消費貸借契約証書写し」という。)を、それぞれ交付した。

なお、本件各貸付けのうちの幾つかの貸付けについては、当初の元本の返済期日が1か月ずつその都度延長されることが繰り返された。

(3) 被上告人は、上告人に対し、本件各貸付けの元本又は利息の返済期日である毎月5日の約10日前である前月の25日ころに、返済期日から先1か月分についての本件各貸付けに係る利息及び費用(以下、利息及び費用を合わせて「利息等」という。)の銀行振込みによる支払を求める旨の各書面(被上告人の銀行口座への振込用紙と一体となったもの。以下「本件各取引明細書」という。)を送付した。なお、この利息等の金額は、利息制限法1条1項所定の利息の制限額(以下、単に「利息の制限額」という。)を超えるものであった。

上告人は、被上告人に対し、それぞれ、本件各貸付けの弁済として、原判決別紙取引1から32までの計算表の番号2以下の「支払日」欄記載の各年月日に、「支払金額」欄記載の各金銭を支払った(以下、これらの各支払を「本件各弁済」と総称する。)。なお、上告人による本件各弁済の日から20日余り経過した後、被上告人から上告人に送付された本件各取引明細書には、前回の支払についての充当関係が記載されているものがあつた。

2 本件は、上告人が、被上告人に対し、本件各貸付けにつき支払われた利息等のうち利息の制限額を超える部分を元本に充当すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還を求める事案である。

3 原審は、次のとおり判断し、本件各弁済による被上告人の不当利得返還債務は存在しないとして、上告人の請求を棄却すべきものとした。

(1) 利息制限法2条は、利息の天引きがされた場合の同法1条1項の規定の適用の仕方、すなわち、受領額を元本として計算した場合の約定利率が同項の制限に服することを定めているのであるから、法43条1項が一定の要件の下に利息制限法1条1項の規定の適用を排除しているのは、同法2条の規定の適用をも排除する趣旨と解するのが相当である。したがって、利息の天引きについても、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上でこれを支払えば、法43条1項の規定の適用対象となる任意の弁済に当たる。

(2) 被上告人は、上告人に対し、本件各承諾書写しを交付しているほか、取引1から30までの各貸付けに係る金銭消費貸借契約締結の際には、本件各借用証書控え、本件各債務弁済契約証書写し又は本件金銭消費貸借契約証書写しを交付している。本件各借用証書控えには、契約日、貸付金額、弁済期、返済方法、利率(日歩及び実質年率)及び損害金の約定のほか、契約番号、貸付金利息及び諸費用の額、受領金額等が記載されており、また、本件各債務弁済契約証書写し及び本件金銭消費貸借契約証書写しには、契約日、貸付金額、弁済期、返済方法、利息の約定(先払の旨と日歩、実質年率)、損害金の約定のほか、事務手数料の額等が記載されてお

り、これらの書面の交付により、本件各貸付けについては法17条1項の要件を具備した書面の交付がされたものといえる。

(3) 上告人による本件各弁済の日から20日余り経過した後に、被上告人から上告人に送付された本件各取引明細書には、前回の支払についての充当関係が記載されているものがある。被上告人がその支払を確認するためにはある程度の時間を要すると考えられるほか、予定されている次の支払期限の前には別途、本件各取引明細書が送付されており、債務者である上告人が次の支払をするに当たって、具体的に既払金の充当関係やこの支払後の残元本の額等を知ることができたものと認められるから、上記のように支払から20日余り経過した後にその支払についての充当関係が記載された本件各取引明細書が送付された各支払については、法18条1項所定の要件を具備した書面の交付がされたものといえる。

4 しかしながら、原審の上記判断は、いずれも是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 利息制限法2条は、貸主が利息を天引きした場合には、その利息が制限利率以下の利率によるものであっても、現実の受領額を元本として同法1条1項所定の利率で計算した金額を超える場合には、その超過部分を元本の支払に充てたものとみなす旨を定めている。そして、法43条1項の規定が利息制限法1条1項についての特則規定であることは、その文言上から明らかであるけれども、上記の同法2条の規定の趣旨からみて、法43条1項の規定は利息制限法2条の特則規定ではないと解するのが相当である。

したがって、【要旨1】貸金業者との間の金銭消費貸借上の約定に基づき利息の天引きがされた場合における天引利息については、法43条1項の規定の適用はないと解すべきである。これと異なる原審の前記3(1)の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

(2) 法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が利息の制限額を超え、利息制限法上、その超過部分につき、その契約が無効とされる場合において、貸金業者が、貸金業に係る業務規制として定められた法17条1項及び18条1項所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守したときには、利息制限法1条1項の規定にかかわらず、その支払を有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めている。貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制等を定める法の趣旨、目的(法1条)と、上記業務規制に違反した場合の罰則(平成15年法律第136号による改正前の法49条3号)が設けられていること等にかんがみると、法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである。

法43条1項の規定の適用要件として、法17条1項所定の事項を記載した書面(以下「17条書面」という。)をその相手方に交付しなければならないものとされているが、【要旨2】17条書面には、法17条1項所定の事項のすべてが記載されていることを要するものであり、その一部が記載されていないときは、法43条1項適用の要件を欠くというべきであって、有効な利息の債務の弁済とみなすことはできない。

上告人は、原審において、平成7年5月19日に被上告人との間で本件基本契約を締結した際に、被上告人に対し、根抵当権設定に必要な書類を提出した旨の主張をしており、仮に、この主張事実が認められる場合には、その担保の内容及び提出を受けた書面の内容を17条書面に記載しなければならず(平成12年法律第112号による改正前の法17条1項8号、平成12年総理府令・大蔵省令第25号による改正前の貸金業の規制等に関する法律施行規則13条1項1号ハ、ヌ)、これが記載されていないときには、法17条1項所定の事項の一部についての記載がされていないこととなる。ところが、原審は、上記主張事実についての認定判断をしないで、本件各承諾書写し、本件各借用証書控え、本件各債務弁済契約証書写し及び本件金銭消費貸借契約証書写しの交付により、本件各貸付けにつき法17条1項所定の要件を具備した書面の交付があったと判断したものであって、原審の前記3(2)の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

(3) 法18条1項は、貸金業者が、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、同項所定の事項を記載した書面(以下「18条書面」という。)をその弁済をした者に交付しなければならない旨を定めている。

本件各弁済は銀行振込みの方法によってされているが、利息の制限額を超える金銭の支払が貸金業者の預金口座に対する払込みによってされたときであっても、特段の事情のない限り、法18条1項の規定に従い、貸金業者は、この払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、18条書面を債務者に交付しなければならないと解すべきである(最高裁平成8年(オ)第250号同11年1

月21日第一小法廷判決・民集53巻1号98頁参照)。

そして、17条書面の交付の場合とは異なり、18条書面は弁済の都度、直ちに交付することを義務付けられているのであるから、18条書面の交付は弁済の直後にしなければならないものと解すべきである。

【要旨3】前記のとおり、上告人による本件各弁済の日から20日余り経過した後に、被上告人から上告人に送付された本件各取引明細書には、前回の支払についての充当関係が記載されているものがあるが、このような、支払がされてから20日余り経過した後にされた本件各取引明細書の交付をもって、弁済の直後に18条書面の交付がされたものとみることはできない(なお、前記事実関係によれば、本件において、その支払について法43条1項の規定の適用を肯定するに足りる特段の事情が存するということとはできない。)。これと異なる原審の前記3(3)の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

5 以上によれば、上記の諸点についての論旨はいずれも理由があり、その余の論旨及び上告理由について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そこで、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官滝井繁男の補足意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官滝井繁男の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛成するものであるが、利息制限法と法43条1項との関係についての論旨にかんがみ、この点についての私の意見を補足して述べておきたい。

法43条1項は、債務者が利息制限法を超える利息を支払った場合であっても、その支払が任意に行われ、かつ、貸金業者が法所定の業務規制に従って法17条及び18条各所定の要件を具備した書面を債務者に交付しているときは、その支払を例外的に有効な利息の債務の弁済とみなしている。

ここで任意の弁済とは、債務者が自己の自由な意思に基づいて支払ったことをいうべきところ、本件のような天引きが行われたときは、債務者が天引き分を自己の自由な意思に基づいて利息として支払ったものということとはできないから、この点からも、天引きされた部分に関する限り法43条1項の適用を受けることはできないものといわなければならない。

また、本件各貸付けの中には、取引21、23、27、30の各貸付けのように、元本の弁済期を契約日の約5年後とした上で、その間、利息の制限額を超える部分を含む利息等を1か月ごとに前払することとし、その支払を怠れば、期限の利益を失い、債務全額を即時弁済することを求められるとともに、年40.004%の割合による損害金を支払わなければならないとの内容の条項を含んだ取引約定書を用いているものがある。

このような条項を含む取引においては、約定に従って利息の支払がされた場合であっても、その支払は、その支払がなければ当初の契約において定められた期限の利益を失い、遅延損害金を支払わなければならないという不利益を避けるためにされたものであって、債務者が自己の自由な意思に従ってしたものということとはできない。

このような期限の利益喪失条項は、当事者間の合意に基づくものではあるが、そのような条項に服さなければ借り入れることができない以上、利息制限法の趣旨に照らして、この約定に基づく支払を任意の支払ということとはできないものというべきである。

また、法43条1項の規定が、利息制限法上無効となる約定に従ってされた利息の支払であっても、金融業者が厳格な遵守を求められている前記業務規制に従って法17条及び18条各所定の要件を具備した書面を債務者に交付している場合に限りその任意の支払を有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めていることなどから、その適用要件の解釈を厳格にすべきことは法廷意見の指摘するとおりである。このような、法43条1項の規定の趣旨からすると、17条書面及び18条書面には、単に所定の事項がすべて記載されていなければならないということとどまらず、所定の事項が正確かつ容易に債務者に理解できるように記載されていることが求められているものといわなければならない。

以上によれば、17条書面は、本来、一通の書面によるべきものである。そして、法17条1項が債務者に同項所定の事項についての正確な認識を得させることを目的とするものであることを考慮すると、例外的に複数の書面によらざるを得ない場合であっても、各文書に所定の事項がすべて記載されていることはもとより、各文書間の相互の関連が明らかになっていて、その記載内容が債務者に正確かつ容易に理解し得るようになっていなければならないというべきである。

これを本件についてみると、本件各貸付けの中には、契約時に上告人に交付された本件各借用証書控えには、約1か月後に元本を一括弁済するとの定めがあるものの、別に交付された本件各

承諾書写しには、被上告人が認めた場合には、別途送付される取引明細書記載の利息を支払うことを条件に、所定の期間継続取引ができるとの約定をした上で、この約定によって1か月ごとの取引の延長を繰り返しているものが少なくない。

上記の約定に基づいて弁済期が延長された場合は、契約内容に変更があったものとみるべきであって、その変更内容を記載した17条書面の交付が必要であると解される場所、本件においては、被上告人は、17条書面として、これを記載した書面を上告人に交付していない。もっとも、本件では弁済期の10日前ころに、被上告人から上告人に当該借入金に係る1か月分の前払利息等の銀行振込みを求める本件各取引明細書が送付されていることから、上告人は、それによって所定の日までに所定の利息等を振り込めば弁済期が延長されることを理解し得るものの、振込みが所定の期日に遅れた場合又は所定の金額に足りない振込みが行われた場合には、上告人は、その次の前払利息を催告する際に送付される本件各取引明細書に前回の支払の充当関係が記載されているのを見るまでは、弁済期が延長されたかどうかを知ることはできないのである。このような点を考慮すると、上記の本件各借用証書控え、本件各承諾書写し、本件各取引明細書は、その相互の関連が必ずしも明らかではなく、これらの書面によって、上告人が法17条1項所定の事項を正確かつ容易に理解し得るかは疑問であり、また、17条書面が遅滞なく交付されたとみることもできない。

したがって、上記各書面の交付によっては、法17条1項所定の要件を具備した書面の交付があるとはいえないから、法43条1項所定の要件を備えているものとはいえないものというべきである。

(裁判長裁判官 滝井繁男 裁判官 福田 博 裁判官 北川弘治 裁判官 亀山継夫)

最高裁判所判例集判決全文表示

◆ H16.02.20 第二小法廷・判決 平成14(受)912 不当利得金返還請求事件

判例 H16.02.20 第二小法廷・判決 平成14(受)912 不当利得金返還請求事件(第58巻2号380頁)

判示事項:

債務者が貸金業者から交付された貸金業の規制等に関する法律18条1項所定の事項が記載されている書面で振込用紙と一体となったものを利用して貸金業者の銀行口座に対する払込みの方法によって利息の支払をした場合と同項所定の要件の具備

要旨:

貸金業者が、貸金の弁済を受ける前に、その弁済があった場合の貸金業の規制等に関する法律18条1項所定の事項が記載されている書面で貸金業者の銀行口座への振込用紙と一体となったものを債務者に交付し、債務者がこの書面を利用して同銀行口座に対する払込みの方法によって利息の支払をしたとしても、同法43条1項の適用要件である同法18条1項所定の要件具備した書面の交付があったということはできない。

参照・法条:

貸金業の規制等に関する法律18条1項、貸金業の規制等に関する法律43条1項、利息制限法1条1項

内容:

件名 不当利得金返還請求事件(最高裁判所 平成14(受)912 第二小法廷・判決 破棄差戻し)
原審 H14.02.28 札幌高等裁判所(平成13(ネ)323)

主 文

原判決を破棄する。
本件を札幌高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人樋川恒一、同濱本光一、同竹之内洋人、同新川生馬、同森越壮史郎、同八十島保の上告受理申立て理由について

1 原審が確定した事実関係等は、次のとおりである。

(1) 株式会社A(以下「A」という。)は、貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)3条所定の登録を受けて貸金業を営む被上告人との間で、平成5年11月26日、金銭消費貸借契約等継続取引に関する基本取引約定を締結し、Aの代表取締役である上告人は、同日、この約定に基づきAが被上告人に対して負担する債務について、根保証元本限度額を200万円、保証期間を同10年11月25日までとする連帯保証をした。Aと被上告人は、平成7年9月27日、上記基本取引約定を更新したが、その際、上告人と被上告人は、上記連帯保証に係る契約について、根保証

元本限度額を400万円、保証期間を同12年9月26日までとする旨改定をした。

(2) 上記基本取引約定に基づき、被上告人は、Aに対し、① 平成5年11月26日に返済期日を同6年1月5日として200万円を、② 同7年9月27日に返済期日を同年11月5日として200万円を、いずれも日歩8銭の利率で貸し付けた(以下、これらの貸付けを「本件各貸付け」という。)

本件各貸付けの元本の返済期日は、1か月ずつその都度延長されることが繰り返された。

(3) 被上告人は、毎月、Aに対し、本件各貸付けの元本の返済期日である毎月5日の約10日前である前月25日ころに、返済期日から先1か月分についての本件各貸付けに係る利息及び費用(以下、利息及び費用を合わせて「利息等」という。)の銀行振込みによる支払を求める旨の各書面(被上告人の銀行口座への振込用紙と一体となったもの。以下「本件各請求書」という。)を送付した。なお、この利息等の金額は、利息制限法1条1項所定の利息の制限額(以下、単に「利息の制限額」という。)を超えるものであった。また、本件各請求書には、充当関係が不明な一部の書面を除き、利息等として支払われる金額の充当関係等の法18条1項に掲げる事項の記載がされていた。

上告人は、本件各貸付けに係る債務の弁済として、A名義で、原判決別紙計算書の番号2から22まで及び24から77までの各「取引年月日」欄記載の各年月日に各「返済額(円)」欄記載の金額を支払った(以下、これらの各支払を「本件各弁済」と総称する。)

2 本件は、上告人が、被上告人に対し、本件各貸付けにつき支払われた利息等のうち利息の制限額を超える部分を元本に充当すると過払金が生じており、この過払金は、実質的には上告人が負担したものであると主張して、不当利得返還請求権に基づき、また、仮に、Aによる返済と認められる部分があるとすれば、その部分については、主債務者であるAに対する求償債権を保全するため、Aが被上告人に対して有する不当利得返還請求権を上告人が代位行使すると主張して、債権者代位権に基づき、過払金の返還を求める事案である。

3 原審は、次のとおり判断し、本件各弁済による被上告人の不当利得返還債務は存在しないと見て、上告人の請求を棄却すべきものとした。

貸金業者が、法18条1項所定の事項を記載した書面(以下「18条書面」という。)を返済期日の前に債務者に交付し、しかもこの書面が貸金業者の銀行口座への振込用紙と一体となって作成されているような場合には、債務者が上記書面を用いてそこに記載された弁済額と一致する金額を銀行振込みの方式により払い込む以上、債務者は、振込手続をするのと同時に又はその直後の時期に、弁済額の具体的な充当の内訳等を含む同項所定の事項を漏れなく認識しているものとみることができ、また、振込手続を完了して振込金受取書の交付を受けた時点において、上記書面の交付は同項所定の要件を満たすことになることとみることができる。したがって、その振込み後に、貸金業者が債務者に対し、更に18条書面の交付をしなくとも、上記書面の交付により同項所定の要件を満たすことになる。

本件においては、充当関係が不明な一部の書面を除き、本件各貸付けの返済期日の約10日前ごとに、被上告人からAに対し、法18条1項所定の事項の記載がある本件各請求書が交付されているから、上告人が本件各請求書と一体となった振込用紙を利用して、本件各請求書に記載された弁済額と一致する金額を被上告人に対して振り込んだ支払については、同項所定の要件を満たすものというべきである。

したがって、本件各貸付けに係る利息の約定に基づき、上告人によってされた利息の制限額を超える金銭部分の任意の支払は、法43条1項により有効な利息の債務の弁済とみなされる。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息の制限額を超え、利息制限法上、その超過部分につき、その契約が無効とされる場合において、貸金業者が、貸金業に係る業務規制として定められた法17条1項及び18条1項所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守しているときは、利息制限法1条1項の規定にかかわらず、その支払を有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めている。貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制等を定める法の趣旨、目的(法1条)と、上記業務規制に違反した場合の罰則(平成15年法律第136号による改正前の法49条3号)が設けられていること等にかんがみると、法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである。

また、利息の制限額を超える金銭の支払が貸金業者の預金口座に対する払込みによってされたときであっても、特段の事情のない限り、法18条1項の規定に従い、貸金業者は、この払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、18条書面を債務者に交付しなければならないと解すべき

である(最高裁平成8年(オ)第250号同11年1月21日第一小法廷判決・民集53巻1号98頁参照)。

そして、18条書面は、弁済を受けた都度、直ちに交付することが義務付けられていることに照らすと、貸金業者が弁済を受ける前にその弁済があった場合の法18条1項所定の事項が記載されている書面を債務者に交付したとしても、これをもって法18条1項所定の要件を具備した書面の交付があったということはできない。したがって、【要旨】本件各請求書のように、その返済期日の弁済があった場合の法18条1項所定の事項が記載されている書面で貸金業者の銀行口座への振込用紙と一体となったものが返済期日前に債務者に交付され、債務者がこの書面を利用して貸金業者の銀行口座に対する払込みの方法によって利息の支払をしたとしても、法18条1項所定の要件を具備した書面の交付があつて法43条1項の規定の適用要件を満たすものということとはできないし、同項の適用を肯定すべき特段の事情があるということもできない。

そうすると、これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

5 以上によれば、論旨は理由があり、その余の点について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そこで、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。
(裁判長裁判官 亀山継夫 裁判官 福田 博 裁判官 北川弘治 裁判官 滝井繁男)

みなし弁済認めず

旧商工ファンド訴訟で最高裁

「借り手敗訴」破棄 高利に歯止め

一定の条件が整えば、貸金業者が利息制限法の上限金利(15%・20%)を超える利息を受領できる「みなし弁済」制度を巡り、商工ローン大手「SFC

CG(旧商工ファンド、東京都中央区)と借り手が争った訴訟で、最高裁第2小法廷は20日、借り手側敗訴の2件の高裁判決を破棄し、東京、札幌の各高裁に審理を差し戻した。同小法廷は「債務者保護を目的とする貸金業法の趣旨からみれば、厳格に適用すべきだ」と述べた。そのうえで「契約文書に法律で定めたすべての事項が記載されていないければ、みなし弁済は認められない」との初判断を示した。(26面に解説)

日米・商工ファンド対策全国弁護団などによると、同種の訴訟はSFCGを巡る訴訟だけで数百件あり、その他の貸金業者との間でも多数の訴訟が起こされている。高金利の根拠となっている同制度に厳しい条件を課した判決は、業界全体に大きな影響を与えそうだ。

同小法廷は「制度適用の要件は、厳格に解釈すべきだ」として、弾力的適用を求めたSFCG側の主張を退けた。そのうえで、利息を天引きして貸し付ける手法について、「みなし弁済の適用はない」とする新しい見解を示した。

2件の訴訟は「制度が適用できないのに、40%近い金利を支払わされた」として、利息制限法の利率を超える利息(過払い金)の返還を求めた。茨城県、埼玉県は約420万円、札幌市の住宅建築会社(事実上破たん)の元社長は約290万円の返還を請求したが、ともに1、2審判決で敗訴したため、上告していた。

【小林直】
みなし弁済 利息制限法は、10万円未満の融資は20%、10万円以上100万円未満は18%、100万円以上は15%と上限金利を定めている。一方、出資法の上限金利は20・2%(00年6月の変更前は40・04%)で、この間の利率は「グレーゾーン」と呼ばれる。

みなし弁済制度は①借り手の自由な意思による返還(任意性)②借入時と返済時に法律などで定められた書面を渡すことを条件に、このグレーゾーンの金利の受領が許される制度で、書面に記載すべき事項、書面を渡すタイミングなどを巡り、全国で訴訟が起こされている。

借り手に救済の道

旧商工ファンド 業界の業務改善必要
訴訟最高裁判決

解説

「SFCG」(旧商工ファンド)を巡る20日の最高裁判決は、貸金業者が利息制限法の上限を超える「みなし弁済」制度について、高いハードルを課した。「部分的でない、制度全般にわたる最高裁の判断は初めて(原告側)で、高金利に苦しむ借り手に救済の道を開くものと評価できる。

みなし弁済制度は、商工ローンに限らずほとんどの貸金業者が利用している。一方で「利息制限法の利率を超える支払いが相次ぐ」とする借り手が、

ど、業界に大きな影響が予想される。

原告側が「取引開始1〜2年で7〜8割の借り手が返済できなくなる」と批判するSFCGの商法は、違法性の強い脅迫的な取引立てが社会問題化した後、本人や保証人の財産を差し押さえるなど、法的手段を駆使した回収方法に変更された。このうち、利息の返済が滞ると、事前に振り出させた手形を盾に訴訟を起し、裁判所から支払

い命令を引き出す手法について、東京地裁は昨年11月「手形制度の悪用。裁判所から手形の訴訟を控えるよう指摘されたのに、訴訟を起してやり、極めて遺憾」と非難して、SFCGの訴えを却下した。

最高裁判決では、日常的に交付してきた書面や融資方法についても不備を指摘されており、度重なる司法からの批判を直視した業務改善が必要だろう。

【小林直】

平成16年2月21日(土)

毎日新聞 朝刊(1)

←同朝刊(26)

下記の資料については、著作権上の問題により、HP 掲載を控えさせていただきます。

平成 17 年 2 月 24 日 朝日新聞(朝刊)

“高裁「元本の返済不要」 契約無効判断示す”

国内銀行と貸金業者の貸出残高の推移

(単位: 億円、%)

	7年3月末	8年3月末	9年3月末	10年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末
国内銀行総貸出	5,060,794 (▲0.4)	5,090,445 (0.6)	5,052,681 (▲0.7)	4,981,719 (▲1.4)	4,864,024 (▲2.4)	4,850,958 (▲0.3)	4,692,408 (▲3.3)	4,464,123 (▲4.9)	4,247,689 (▲4.8)	4,086,249 (▲3.8)
うち個人向残高	811,997 (▲0.6)	873,603 (7.6)	902,327 (3.3)	924,615 (2.5)	937,562 (1.4)	953,371 (1.7)	967,105 (1.4)	993,471 (2.7)	1,024,994 (3.2)	1,064,720 (3.9)
同上構成比	16.0	17.2	17.9	18.6	19.3	19.7	20.6	22.3	24.1	26.1
貸金業者貸付金計	733,933 (▲5.4)	685,320 (▲6.6)	641,217 (▲6.4)	N.A. N.A.	545,309 N.A.	476,376 (▲12.6)	445,123 (▲6.6)	438,154 (▲1.6)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)
〔貸金業者数〕	〔19,224〕	〔18,545〕	〔18,018〕	N.A.	〔15,031〕	〔14,704〕	〔14,337〕	〔13,920〕	〔13,260〕	〔11,549〕
うち消費者向残高	134,022 (4.7)	144,360 (7.7)	154,355 (6.9)	N.A. N.A.	163,955 N.A.	174,778 (6.6)	188,292 (7.7)	201,196 (6.9)	200,470 (▲0.4)	196,550 (▲2.0)
同上構成比	18.3	21.1	24.1	N.A.	30.1	36.7	42.3	45.9	42.8	42.0
うち事業者向残高	599,919 (▲7.4)	540,960 (▲9.8)	486,861 (▲10.0)	N.A. N.A.	381,355 N.A.	301,598 (▲20.9)	256,831 (▲14.8)	236,958 (▲7.7)	267,466 (12.9)	271,489 (1.5)
同上構成比	81.7	78.9	75.9	N.A.	69.9	63.3	57.7	54.1	57.2	58.0
国内銀行総貸出を100 とした場合の貸金業 者貸付金計の割合	14.5	13.5	12.7	N.A.	11.2	9.8	9.5	9.8	11.0	11.5

- (注) 1. ()内は対前年比伸び率。
 2. 貸金業者数は貸付残高のない業者を除いたもの。
 3. 国内銀行の個人向残高には事業用資金に分別できるものを含まない。
 4. 10年3月末の貸金業者貸付金は未集計。

(資料) 金融庁、日本銀行

貸金業者各業態の貸付金残高の推移

(単位:億円、%)

	7年3月末	8年3月末	9年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末
消費者向無担保貸金業者	52,177 (14.1)	64,771 (24.1)	74,834 (15.5)	89,846 (20.1)	95,948 (6.8)	106,263 (10.8)	119,341 (12.3)	120,074 (0.6)	117,169 (▲2.4)
消費者向有担保貸金業者	8,172 (▲3.6)	6,065 (▲25.8)	5,768 (▲4.9)	4,185 (▲27.4)	3,514 (▲16.0)	2,755 (▲21.6)	2,877 (4.4)	2,187 (▲24.0)	2,288 (4.6)
消費者向住宅向貸金業者	15,643 (9.2)	14,844 (▲5.1)	14,137 (▲4.8)	8,589 (▲39.2)	13,751 (60.1)	15,054 (9.5)	12,427 (▲17.5)	8,067 (▲35.1)	7,226 (▲10.4)
事業者向貸金業者	393,910 (▲5.2)	358,489 (▲9.0)	339,907 (▲5.2)	267,382 (▲21.3)	204,360 (▲23.6)	179,977 (▲11.9)	178,909 (▲0.6)	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)
手形割引業者	4,241 (▲5.6)	5,527 (30.3)	4,191 (▲24.2)	4,710 (12.4)	4,272 (▲9.3)	4,274 (0.0)	3,697 (▲13.5)	2,702 (▲26.9)	2,679 (▲0.9)
クレジットカード会社	12,657 (▲2.7)	12,586 (▲0.6)	12,392 (▲1.5)	13,229 (6.8)	19,268 (45.6)	12,888 (▲33.1)	16,233 (26.0)	16,828 (3.7)	16,202 (▲3.7)
信販会社	64,427 (▲4.7)	63,223 (▲1.9)	58,461 (▲7.5)	59,979 (2.6)	54,170 (▲9.7)	62,052 (14.6)	51,917 (▲16.3)	47,702 (▲8.1)	50,870 (6.6)
流通・メーカー系会社	10,316 (9.7)	12,024 (16.6)	11,274 (▲6.2)	11,765 (4.4)	9,547 (▲18.9)	6,882 (▲27.9)	5,632 (▲18.2)	5,412 (▲3.9)	6,765 (25.0)
建設・不動産業者	46,149 (▲13.4)	36,237 (▲21.5)	24,907 (▲31.3)	24,263 (▲2.6)	23,774 (▲2.0)	17,841 (▲25.0)	12,085 (▲32.3)	9,248 (▲23.5)	7,313 (▲20.9)
質屋	1,733 (▲0.5)	1,213 (▲30.0)	1,360 (12.1)	1,592 (17.1)	1,279 (▲19.7)	1,341 (4.8)	988 (▲26.3)	425 (▲57.0)	437 (2.8)
リース会社	124,120 (▲12.3)	109,540 (▲11.7)	93,382 (▲14.8)	59,117 (▲36.7)	45,797 (▲22.5)	35,035 (▲23.5)	33,350 (▲4.8)	32,375 (▲2.9)	28,416 (▲12.2)
日賦貸金業者	388 (▲20.2)	801 (106.4)	604 (▲24.6)	653 (8.1)	691 (5.8)	754 (9.1)	694 (▲8.0)	576 (▲17.0)	607 (5.4)
合計	733,933 (▲5.4)	685,320 (▲6.6)	641,217 (▲6.4)	545,309 (▲15.0)	476,376 (▲12.6)	445,123 (▲6.6)	438,154 (▲1.6)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)

- (注) 1. ()内は対前年比伸び率。
 2. 毎年の集計対象業者数は異なっている。
 3. 10年3月末は未集計。

(資料) 金融庁

新規消費者信用供与額の推移(推計)

①実 額

(単位: 億円、%)

		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
消費者金融	消費者ローン	223,420 (32.6)	194,500 (28.4)	199,065 (28.1)	210,906 (28.9)	220,522 (29.2)	230,077 (30.1)	232,100 (30.5)	228,669 (31.3)	236,050 (32.1)	246,716 (33.3)	244,656 (33.6)	238,164 (32.6)
	定期預金担保貸付	144,423 (21.1)	176,595 (25.7)	188,386 (26.6)	182,362 (25.0)	178,999 (23.7)	171,848 (22.5)	166,796 (21.9)	138,970 (19.0)	123,268 (16.8)	112,644 (15.2)	96,647 (13.3)	91,254 (12.5)
	郵便貯金預金者貸付	31,521 (4.6)	34,591 (5.0)	33,757 (4.8)	33,672 (4.6)	33,653 (4.5)	31,931 (4.2)	30,539 (4.0)	30,060 (4.1)	29,183 (4.0)	25,735 (3.5)	22,633 (3.1)	20,629 (2.8)
	動産担保貸付	1,405 (0.2)	1,316 (0.2)	1,100 (0.2)	1,047 (0.1)	983 (0.1)	933 (0.1)	907 (0.1)	886 (0.1)	877 (0.1)	853 (0.1)	830 (0.1)	799 (0.1)
	消費者金融計(A)	400,769 (58.5)	407,002 (59.3)	422,308 (59.7)	427,987 (58.7)	434,157 (57.4)	434,789 (56.8)	430,342 (56.6)	398,585 (54.5)	389,378 (52.9)	385,948 (52.1)	364,766 (50.1)	350,846 (48.1)
販売信用	割賦販売	22,843 (3.3)	20,895 (3.0)	19,317 (2.7)	18,965 (2.6)	18,289 (2.4)	18,038 (2.4)	17,484 (2.3)	16,639 (2.3)	16,021 (2.2)	14,312 (1.9)	13,438 (1.8)	13,146 (1.8)
	ローン提携販売	474 (0.1)	369 (0.1)	436 (0.1)	679 (0.1)	703 (0.1)	638 (0.1)	537 (0.1)	537 (0.1)	529 (0.1)	507 (0.1)	426 (0.1)	387 (0.1)
	割賦購入あっせん (提携ローンを除く)	74,323 (10.9)	71,083 (10.4)	71,947 (10.2)	75,096 (10.3)	79,762 (10.5)	77,799 (10.2)	75,051 (9.9)	70,626 (9.7)	70,349 (9.6)	69,509 (9.4)	65,541 (9.0)	62,464 (8.6)
	提携ローン	30,238 (4.4)	32,301 (4.7)	33,819 (4.8)	34,362 (4.7)	33,554 (4.4)	32,834 (4.3)	29,602 (3.9)	27,095 (3.7)	26,151 (3.6)	25,227 (3.4)	27,393 (3.8)	29,494 (4.0)
	非割賦販売	51,790 (7.6)	50,536 (7.4)	47,306 (6.7)	48,838 (6.7)	49,128 (6.5)	49,068 (6.4)	48,786 (6.4)	49,466 (6.8)	51,113 (6.9)	50,858 (6.9)	50,969 (7.0)	53,107 (7.3)
	非割賦購入あっせん	104,074 (15.2)	103,626 (15.1)	112,237 (15.9)	122,668 (16.8)	140,584 (18.6)	152,039 (19.9)	159,009 (20.9)	168,304 (23.0)	182,327 (24.8)	194,602 (26.3)	205,692 (28.2)	220,703 (30.2)
	販売信用計(B)	283,742 (41.5)	278,810 (40.7)	285,062 (40.3)	300,608 (41.3)	322,020 (42.6)	330,416 (43.2)	330,469 (43.4)	332,667 (45.5)	346,490 (47.1)	355,015 (47.9)	363,459 (49.9)	379,301 (51.9)
消費者信用合計 (A+B)		684,511 (100.0)	685,812 (100.0)	707,370 (100.0)	728,595 (100.0)	756,177 (100.0)	765,205 (100.0)	760,811 (100.0)	731,252 (100.0)	735,868 (100.0)	740,963 (100.0)	728,225 (100.0)	730,147 (100.0)

(注) ()内は構成比

(資料) (社)日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計」

新規消費者信用供与額の推移(推計)

②対前年伸び率

(単位: %)

		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
消費者金融	消費者ローン	▲ 5.7	▲ 12.9	2.3	5.9	4.6	4.3	0.9	▲ 1.5	3.2	4.5	▲ 0.8	▲ 2.7
	定期預金担保貸付	4.9	22.3	6.7	▲ 3.2	▲ 1.8	▲ 4.0	▲ 2.9	▲ 16.7	▲ 11.3	▲ 8.6	▲ 14.2	▲ 5.6
	郵便貯金預金者貸付	16.4	9.7	▲ 2.4	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 5.1	▲ 4.4	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 11.8	▲ 12.1	▲ 8.9
	動産担保貸付	▲ 3.6	▲ 6.3	▲ 16.4	▲ 4.8	▲ 6.1	▲ 5.1	▲ 2.8	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 3.7
	消費者金融計(A)	▲ 0.6	1.6	3.8	1.3	1.4	0.1	▲ 1.0	▲ 7.4	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 5.5	▲ 3.8
販売信用	割賦販売	5.8	▲ 8.5	▲ 7.6	▲ 1.8	▲ 3.6	▲ 1.4	▲ 3.1	▲ 4.8	▲ 3.7	▲ 10.7	▲ 6.1	▲ 2.2
	ローン提携販売	▲ 21.4	▲ 22.2	18.2	55.7	3.5	▲ 9.2	▲ 15.8	0.0	▲ 1.5	▲ 4.2	▲ 16.0	▲ 9.2
	割賦購入あっせん (提携ローンを除く)	▲ 5.7	▲ 4.4	1.2	4.4	6.2	▲ 2.5	▲ 3.5	▲ 5.9	▲ 0.4	▲ 1.2	▲ 5.7	▲ 4.7
	提携ローン	14.4	6.8	4.7	1.6	▲ 2.4	▲ 2.1	▲ 9.8	▲ 8.5	▲ 3.5	▲ 3.5	8.6	7.7
	非割賦販売	0.4	▲ 2.4	▲ 6.4	3.2	0.6	▲ 0.1	▲ 0.6	1.4	3.3	▲ 0.5	0.2	4.2
	非割賦購入あっせん	6.7	▲ 0.4	8.3	9.3	14.6	8.1	4.6	5.8	8.3	6.7	5.7	7.3
	販売信用計(B)	2.6	▲ 1.7	2.2	5.5	7.1	2.6	0.0	0.7	4.2	2.5	2.4	4.4
消費者信用合計 (A+B)		0.7	0.2	3.1	3.0	3.8	1.2	▲ 0.6	▲ 3.9	0.6	0.7	▲ 1.7	0.3

(資料) (社)日本クレジット産業協会 「日本の消費者信用統計」

貸金業者の貸付種別貸付金残高(平成16年3月末)

(単位:億円)

業態	業者数	消費者向貸付金		事業者向貸付金		貸付金合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
消費者向無担保貸金業者	5,186	112,863	57.4%	4,306	1.6%	117,169	25.0%
消費者向有担保貸金業者	891	9,027	4.6%	487	0.2%	9,514	2.0%
事業者向貸金業者	4,342	5,690	2.9%	226,098	83.3%	231,788	49.5%
クレジットカーthouse	196	14,665	7.5%	1,536	0.6%	16,202	3.5%
信販会社	110	45,632	23.2%	5,237	1.9%	50,870	10.9%
流通・メーカー系会社	173	2,700	1.4%	4,065	1.5%	6,765	1.4%
建設・不動産業者	508	818	0.4%	6,495	2.4%	7,313	1.6%
リース会社	143	5,153	2.6%	23,262	8.6%	28,416	6.1%
合 計	11,549	196,550	100.0%	271,489	100.0%	468,040	100.0%

(資料) 金融庁

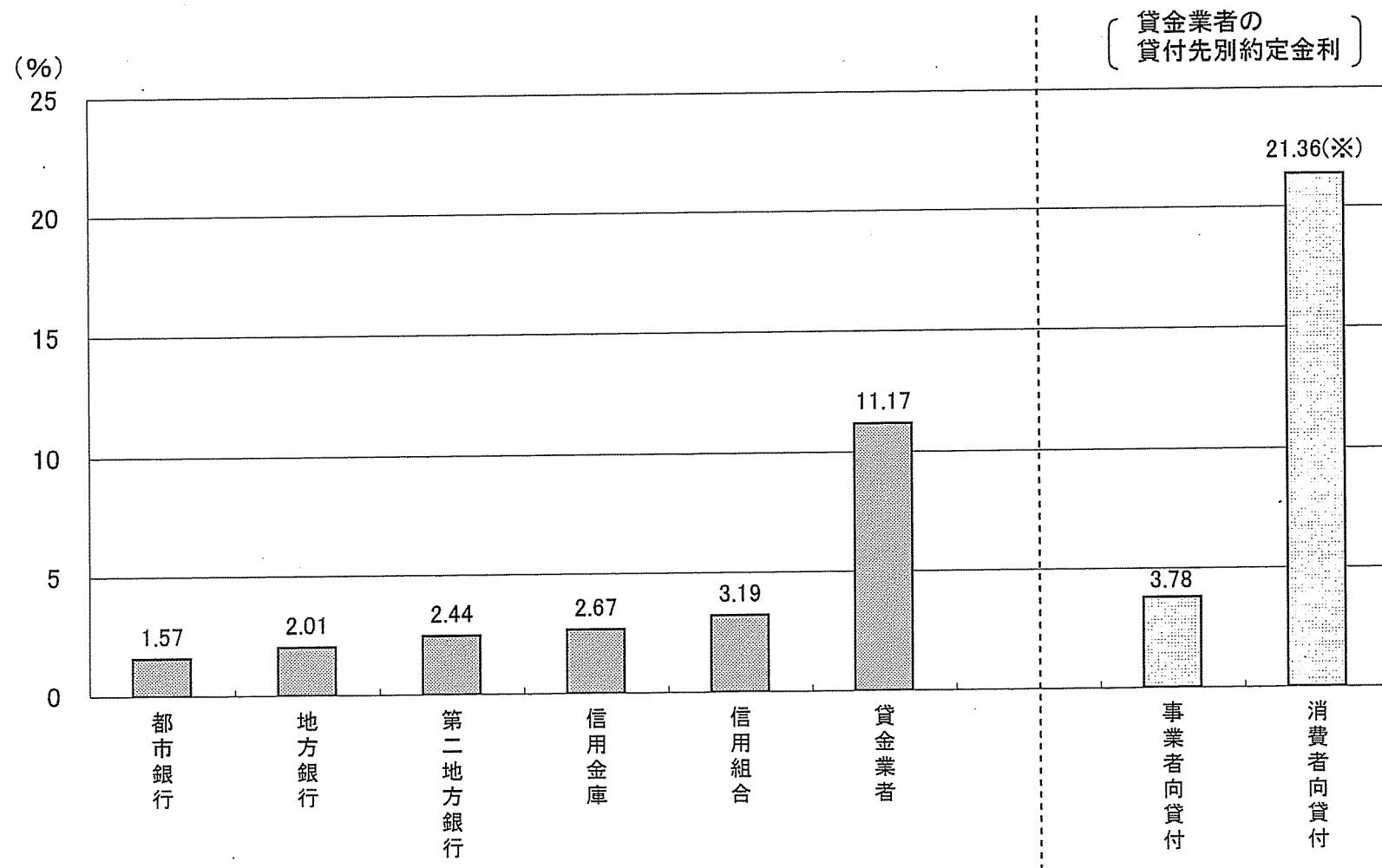
貸金業者の営業形態別業務状況(平成16年3月末)

(単位:件、百万円)

業 態	業者数	消費者向計					事業者向			合計金額			うち株式取得資金の貸付	
		無担保金額	金利	金額	構成比	金利	金額	構成比	金利	合計金額	構成比	金利	金額	構成比
消費者向無担保貸金業者	5,186	10,567,466	25.15	11,286,317	57.4%	24.60	430,644	1.6%	17.31	11,716,961	25.0%	24.34	890	0.6%
大手	24	9,362,194	25.17	10,044,354	51.1%	24.58	366,213	1.3%	17.52	10,410,567	22.2%	24.33	0	0.0%
大手以外	5,162	1,205,272	25.03	1,241,963	6.3%	24.79	64,431	0.2%	16.10	1,306,394	2.8%	24.36	890	0.6%
消費者向有担保貸金業者	718	28,008	13.81	193,195	1.0%	9.87	35,632	0.1%	6.67	228,827	0.5%	9.37	5,937	4.1%
消費者向住宅向貸金業者	173	7,828	4.94	709,511	3.6%	3.23	13,108	0.0%	3.29	722,619	1.5%	3.23	0	0.0%
事業者向貸金業者	2,614	218,657	12.37	543,481	2.8%	7.16	22,262,785	82.0%	3.36	22,806,266	48.7%	3.45	82,332	57.5%
手形割引業者	637	3,869	23.73	6,077	0.0%	21.47	261,908	1.0%	12.16	267,985	0.6%	12.37	1	0.0%
クレジットカート会社	196	1,459,271	20.06	1,466,545	7.5%	19.99	153,672	0.6%	2.30	1,620,217	3.5%	18.31	0	0.0%
信販会社	110	4,221,233	21.93	4,563,219	23.2%	20.57	523,797	1.9%	1.87	5,087,016	10.9%	18.65	20,290	14.2%
流通・メーカー系会社	173	268,726	26.14	270,041	1.4%	26.10	406,504	1.5%	1.97	676,545	1.4%	11.60	30,464	21.3%
建設・不動産業者	508	28,549	19.85	81,821	0.4%	13.31	649,543	2.4%	4.41	731,364	1.6%	5.40	1,592	1.1%
質屋	286	6,480	26.96	19,456	0.1%	32.49	24,343	0.1%	18.91	43,799	0.1%	24.94	15	0.0%
リース会社	143	67,164	5.96	515,393	2.6%	3.89	2,326,253	8.6%	3.52	2,841,646	6.1%	3.59	1,564	1.1%
日賦貸金業者	805	0	0.00	0	0.0%	0.00	60,788	0.2%	53.74	60,788	0.1%	53.74	109	0.1%
合 計	11,549	16,877,251	23.64	19,655,056	100.0%	21.36	27,148,977	100.0%	3.78	46,804,033	100.0%	11.17	143,194	100.0%

(資料) 金融庁

業態別貸出約定平均金利(平成16年3月末時点)



(※)貸金業者の消費者向貸付の85.9%が無担保貸付
 (資料)金融庁、日本銀行、全国信用組合中央協会

中小から大手までの収益および費用の状況（1999年度）

出資法上限金利29.2%を上回る費用を要する層

総貸付残高に対する割合と自己資本比率、平均調達金利（%）

総貸付残高 (円)	サンプル 数	営 業 収 益			営 業 費 用	借入金 利 息	貸 倒 損 失	人件費	広 告 宣伝費	その他 費用	自己資本 比率	平均調達 金利
		営 業 収 益	貸付金 利 息	その他 収 益								
3千万未満	14	36.4	31.6	4.9	32.7	1.5	5.7	14.4	0.2	11.2	82.4	20.8
3千万～ 1億未満	24	33.2	25.1	8.2	31.2	2.4	3.4	14.2	1.6	9.3	64.3	9.1
1億～ 5億未満	37	35.9	27.2	8.7	33.3	3.9	4.5	13.9	1.3	9.7	46.0	6.9
5億～ 10億未満	16	33.0	26.5	6.6	29.6	4.0	5.2	9.4	2.2	8.4	16.5	5.6
10億～ 30億未満	25	34.6	31.0	3.6	29.6	6.8	4.4	8.5	2.1	8.0	19.4	7.2
30億～ 100億未満	14	30.9	28.4	2.5	26.4	5.8	4.2	5.6	2.4	8.4	20.7	5.7
100億～ 300億未満	10	35.2	34.1	1.2	27.8	7.4	4.1	4.5	2.7	8.8	19.2	5.0
300億～ 1,000億未満	7	34.6	32.8	1.8	28.4	6.1	4.6	5.5	1.8	10.5	16.0	4.4
1,000億～5,000億未満	5	30.3	29.3	1.0	21.9	4.0	4.4	4.8	2.2	6.4	10.1	5.7
5,000億以上	4	24.5	23.5	1.0	14.1	2.1	3.1	2.4	1.3	5.3	27.8	2.6

出典:早稲田大学消費者金融サービス研究所 ワーキングペーパーIRCFS01-003

「消費者金融会社の収益・費用構造」早稲田大学商学部助手 樋口大輔氏 2001年

(資料)消費者金融連絡会「TAPALS 白書 2004」

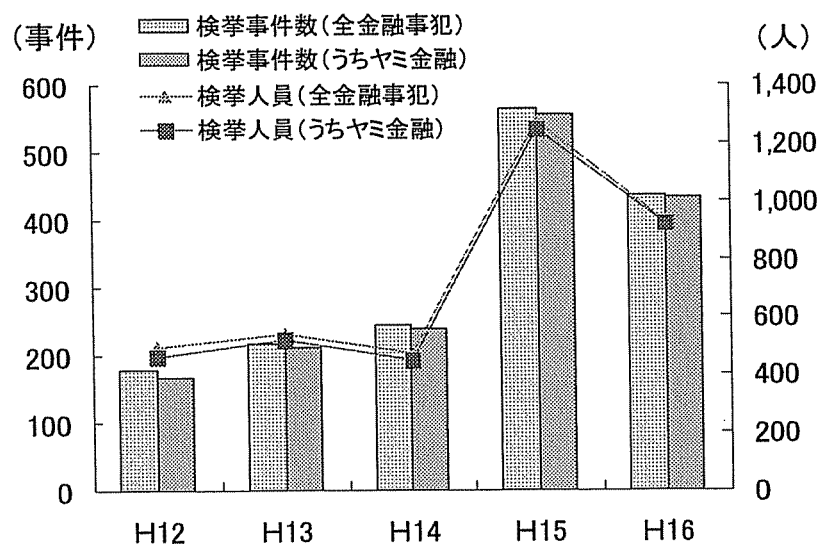
警察庁「平成16年中における生活経済事犯の検挙状況について」（抜粋）

2 検挙事件の事犯別状況

(1) ヤミ金融事犯等の金融事犯

平成16年中のヤミ金融事犯の検挙事件数は432事件、検挙人員は919人、20法人であった。これに銀行法違反等を加えた金融事犯全体では、検挙事件数は437事件、検挙人員は927人、20法人であった。

ア 最近5年における検挙状況



	事犯	H12	H13	H14	H15	H16
検挙事件数	ヤミ金融事犯	168	210	238	556	432
	そ の 他	9	6	7	7	5
	合 計	177	216	245	563	437
検挙人員	ヤミ金融事犯	461	517	446	1,246	919
	そ の 他	33	23	24	24	8
	合 計	494	540	470	1,270	927
検挙法人	ヤミ金融事犯	6	10	15	14	20
	そ の 他	1	0	0	0	0
	合 計	7	10	15	14	20
被害人員等	ヤミ金融事犯	49,663	79,454	122,115	321,841	279,389
	そ の 他	41,904	16,361	3,167	3,103	2,619
	合 計	91,567	95,815	125,282	324,944	282,008
被害額等	ヤミ金融事犯	160億3,609万円	186億7,510万円	159億8,384万円	322億3,639万円	348億2,775万円
	そ の 他	599億5,559万円	275億2,706万円	162億5,179万円	103億8,324万円	69億3,483万円
	合 計	759億9,168万円	462億0,216万円	322億3,563万円	426億1,963万円	417億6,258万円

- 注1 ヤミ金融事犯としては、出資法（高金利）違反事件及び貸金業規制法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等の事件を計上している。
- 2 被害人員等には、高金利貸付けに係る借入者、詐欺の被害者、銀行法違反の送金依頼者等を計上している。
- 3 被害額等には、高金利に係る貸付金額、詐欺の被害額、銀行法違反の送金額等を計上している。
- 4 被害額等については、平成12年、13年に送金額が多額に上る地下銀行（銀行法違反）事件の検挙があり、金額が大きい。

イ 平成16年中の検挙状況

ヤミ金融事犯は、検挙事件数、検挙人員、被害人員等とも統計開始（検挙事件数及び人員は平成2年、被害人員等は8年）以降最多であった15年に次ぐ検挙事件数等となった。被害額等は、8年の統計開始以降最多であった。

暴力団の構成員又は準構成員が被疑者である検挙事件数は125事件、約29%（前年は175事件、約31%）、検挙人員は183人、約20%（前年は332人、約27%）であった。

平成15年7月に成立したいわゆるヤミ金融対策法（注）を適用した事件は、21事件35人であった。

検挙の内訳をみると、無登録業者の広告禁止違反は14事件、16人、無登録業者の取立て行為規制違反は5事件、17人、高金利要求罪は2事件、2人であった。

注 ヤミ金融対策法

平成15年7月に成立した貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律。同年9月に無登録業者の広告禁止、高金利要求罪等の一部の規定が先行して施行され、16年1月に全面施行された。

全国の都道府県警察では、同法の成立を受け、15年9月、ヤミ金融事犯集中取締本部を設置し、取締りを強化している。

事 犯		事件数	検挙人員		検挙法人	被害人員等	被害額等
				うち逮捕			
ヤミ金融	無登録・高金利事犯	198	457	388	2	87,967	90億7,287万円
	無 登 録 事 犯	36	50	41	0	1,980	19億4,750万円
	高 金 利 事 犯	171	357	276	17	186,569	233億0,012万円
	そ の 他	27	55	48	1	2,873	5億0,726万円
そ の 他		5	8	8	0	2,619	69億3,483万円
総 数		437	927	761	20	282,008	417億6,258万円

注1 ヤミ金融のその他の検挙は、貸金業規制法（書面不交付、取立行為等）違反（13事件）、詐欺（8事件）、恐喝（3事件）等である。

2 その他の検挙は、銀行法違反（4事件）等である。

自己破産新受事件数の推移(自然人)

		件数	(対前年比 増減率: %)
平成6年	1～12月	40,384	(▲7.3)
平成7年	〃	43,414	(7.5)
平成8年	〃	56,494	(30.1)
平成9年	〃	71,299	(26.2)
平成10年	〃	103,803	(45.6)
平成11年	〃	122,741	(18.2)
平成12年	〃	139,280	(13.5)
平成13年	〃	160,457	(15.2)
平成14年	〃	214,638	(33.8)
平成15年	〃	242,357	(12.9)
平成16年	〃	211,402	(▲12.8)
平成15年	7月	22,991	(12.3)
	8月	18,162	(7.5)
	9月	19,589	(11.4)
	10月	20,851	(1.2)
	11月	17,207	(▲11.5)
	12月	21,682	(▲1.0)
平成16年	1月	14,000	(▲8.5)
	2月	17,926	(▲8.1)
	3月	21,818	(▲0.2)
	4月	19,723	(▲10.9)
	5月	15,800	(▲25.9)
	6月	18,675	(▲14.3)
	7月	17,840	(▲22.4)
	8月	16,206	(▲10.8)
	9月	16,517	(▲15.7)
	10月	16,555	(▲20.6)
	11月	16,522	(▲4.0)
	12月	19,820	(▲8.6)

(注) 15年7月～16年12月の各月と16年の総件数は、速報値。
(資料) 最高裁判所

信用情報機関の概要

	全国信用情報センター連 合会(全情連)	(株)シー・アイ・シー (CIC)	全国銀行個人信用情報セ ンター	(株)テラネット	(株)シーシービー (CCB)
1. 組織形態	・独立した 33 の信用情報 センターの連合会 ・個々のセンターは株式会 社 - 株主:貸金業者	・株式会社 - 株主:信販会社、クレジ ットカード会社など計 42 社	・全国銀行協会が設置 ・(社)東京銀行協会が情報 処理に必要な施設を設 置・運営 ・各地銀行協会は、情報の 登録、個人に対する情報 開示等に関する業務を 実施	・株式会社 - 株主:全情連傘下の 33 セ ンター	・株式会社 - 株主:クレジットカード会 社、信販会社、保証会 社、消費者金融会社な ど計 33 社
2. 創立時期	昭和 51 年	昭和 59 年 9 月(営業開始昭 和 60 年 4 月)	昭和 63 年 10 月(各地銀行 協会のセンターを統一)	平成 11 年 10 月(営業開始 平成 12 年 12 月)	昭和 54 年
3. 会員資格(主た るもの)	①貸金業協会会員 ②①であっても下記に該当 するものは除く ・割賦販売法に定める業 者(ただし、当初は貸金 業専業であった者で入 会後に割賦販売業登録 をした者は除く) ・流通業者およびリース 業者 ・もっぱら媒介を行う業者	①クレジット取引を主要な 業務としていること ②原則として日本クレジッ ト産業協会に入会して いること	(一般会員) ・全国銀行協会の正会員 (特別会員) ①一般会員以外の銀行ま たは法令によって銀行と 同視される金融機関 ②個人に関する与信業務 を営む法人で一般会員 または①の特別会員と 実質的に系列関係にあ り、一般会員の推薦を受 けたもの	・個人に対して信用供与を 行うことを業とする者	①信用供与契約の業 務を営む法人または団 体であること ②貸金業規制法、割賦販 売法および銀行法等金 融機関に関する法律に よる許認可等のある業 者、または、それに準ず る業者であること

4. 会員数	3,981 社・8,610 店舗(16 年 3 月末、33 センター合計)	761 社(16 年 5 月末)	1,546 社(17 年 2 月末)	103 社(17 年 3 月)	488 社(17 年 2 月末)
5. 会員の属する業態	・貸金業者	・信販会社 ・クレジットカード会社 ・専門店会 ・保証会社 ・リース会社 ・消費者金融会社 等	・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫 ・農業協同組合 ・政府系金融機関 ・クレジットカード会社 ・保証会社 ・信用保証協会 等	・クレジットカード会社 ・信販会社 ・消費者金融会社 ・保証会社 ・リース会社 等	・クレジットカード会社 ・保証会社 ・消費者金融会社 ・信販会社 ・リース会社 ・銀行 ・信用金庫 ・労働金庫 等
6. 保有データ量・登録情報量	約 1,931 万人(16 年 3 月末、33 センター合計)	約 3 億 6,602 万件(16 年 3 月末)	約 7,806 万件(16 年 3 月末)	約 2,045 万件(16 年 3 月末)	2 億 136 万件(17 年 2 月末)

苦情・相談受付件数(財務局及び都道府県の合計)

		平成15年 1月～3月	平成15年 4月～6月	平成15年 7月～9月	平成15年 10月～12月
受付総数		18,633	20,082	19,905	17,820
うち法 令等違 反に係 るもの	取立て行為	3,161	3,461	3,050	2,203
	契約内容	411	495	582	477
	金利	3,900	3,660	3,835	2,954
	その他	2,396	3,182	2,949	2,574

		平成16年 1月～3月	平成16年 4月～6月	平成16年 7月～9月	平成16年 10月～12月
受付総数		19,626	14,204	14,301	13,923
うち法 令等違 反に係 るもの	取立て行為	1,886	1,259	1,253	1,150
	契約内容	412	478	315	311
	金利	1,090	945	799	634
	その他	5,851	2,779	3,548	4,131

(資料)金融庁

東京都に寄せられた苦情・相談受付件数

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受付総数		11,403	21,928	15,088	6,874
うち法令 等違反に 係るもの	取立て行為	959	6,545	2,347	559
	契約内容	552	676	814	343
	金利	4,271	8,385	2,537	1,074
	その他	1,383	2,874	6,845	3,669

(資料)金融庁

日賦貸金業者数及び苦情件数等について

地 域 別	登 録 貸 金 業 者 数	左の割合(%)	日 賦 貸 金 業 者 数	左の割合(%)	貸金業者への 苦 情 件 数	左の割合(%)	日賦貸金業者 への苦情件数	左の割合(%)
北 海 道	947	4.0	40	2.4	1,918	3.4	8	0.8
東 北	1,140	4.8	73	4.4	2,099	3.7	13	1.3
関 東	9,141	38.6	182	10.9	31,079	55.2	14	1.4
北 陸	442	1.9	31	1.9	173	0.3	17	1.7
東 海	1,646	6.9	75	4.5	1,074	1.9	22	2.3
近 畿	4,498	19.0	355	21.3	9,306	16.5	52	5.3
中 国	1,102	4.6	100	6.0	1,333	2.4	61	6.2
四 国	908	3.8	109	6.5	1,158	2.1	160	16.4
九 州	1,165	4.9	163	9.8	5,200	9.2	316	32.3
福 岡	1,896	8.0	165	9.9	1,368	2.4	119	12.2
沖 縄	823	3.5	372	22.3	1,610	2.9	195	20.0
全 国	23,708	100.0	1,665	100.0	56,318	100.0	977	100.0
九州+福岡 + 沖縄	3,884	16.4	700	42.0	8,178	14.5	630	64.5

(注) 業者数は16年3月末現在、苦情件数は16年度累計で共に財務(支)局分と都道府県分の合計。
(資料) 金融庁